行政不服審査法に基づく審査請求について

総務課行政グループ

那須烏山市長等が行った処分又は不作為について不服がある方は、行政不服審査法（平成28年法律第68号）に基づき、審査請求をすることができます。

審査請求の対象となる処分等

⑴　**市長その他の市の執行機関が行った処分**

・申請が拒否された、許可を取り消されたことなど、市長その他の市の執行機関の違法又は不当な処分その他公権力に当たる行為に対するものです。

⑵　**申請に対する不作為**

・法令に基づく申請に対して何も応答がないなど行為（不作為）に対するものです。

※　従って、制度の改廃、行政処分に当たらない行為（契約や行政指導）、市職員の対応に対する不満など処分に該当しないものは対象となりません。

審査請求をすることができる期間

原則として、処分があったことを知った日から**３箇月以内**です。
ただし、処分があった日から１年を経過すると、審査請求ができなくなります。

審査請求の方法

審査請求書を作成し、**審査担当課（総務課）**に郵送又は持参して提出します。
（メールやＦＡＸによる提出は不可）
※　処分をした担当課に提出しても差し支えありません。
※　なお、裁決があるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができます。

審理手続の流れ・標準審理期間

提出された審査請求について裁決までの標準的な審理期間は、**おおむね６箇月間**です。
※　審査請求の内容、審理手続等により変わることがあります。

≪審理手続と標準的な審理期間≫

事　　務	期　　間
審査請求書の受付⇒審査⇒受理⇒審理員の指名	２週間程度
弁明書等の提出（審理員⇔処分担当課）	２週間程度
弁明書に対する反論書等の提出（審理員⇔請求人）	３週間程度
口頭意見陳述、審理関係人への質問等	２週間程度
争点・結論の整理	２週間程度
審理員意見書の作成	２週間程度
裁決案の作成・行政不服審査会への諮問	２週間程度
行政不服審査会における調査審議・答申	１箇月程度
裁決書の作成・送付	２週間程度